

だったんそばの農産物検査規格（案）

	項目	改正規格（案）	設 定 理 由	
品 位	等級区分	二等級 〔1等〕 〔2等〕	普通そばの規格見直し及び流通実態を踏まえ、等級は二等級に整理する。	
	形質 (最低限度)	—	製粉歩留まり等に影響する外観品質の判断基準である形質（充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等）は、実際の取引で用いられるふるい目による粒度に置換えを行い、規格から削除する。	
	容積重 (最低限度)	—	容積重は、粒度とともに製品歩留まりに影響する要素であるが、だったんそばの検査実績が少ないことから、引き続きデータ収集を行い検証を行うこととする。	
	粒度 (%)	80%	1等及び2等のものにあつては、2.5mmの縦目ふるいをもって分け、篩いの上に残る粒の全量に対する重量比が80%以上とする。	
	水分 (最高限度)	16.0%	流通及び保管実態を踏まえ、16.0%とする。	
	被害粒、異種穀粒及び異物 (最高限度)	計 (%)	—	製粉歩留まりは粒度で判断できることから、未熟粒の混入限度については設定しないこととし、計を廃止する。
		被害粒	1等：5% 2等：15%	被害粒の混入は、製粉歩留まりやそば粉の品質に影響することから、被害粒の項目を独立して設定する。
		異種穀粒	そばを除いた他の穀粒 〔1等：1%〕 〔2等：2%〕	普通そばと同様に、栽培形態（二毛作等）から小麦等の混入の可能もあることから、現行の上位等級の規格を適用する。
異物		穀粒を除いた他のもの 〔1等：0%〕 〔2等：1%〕	現行の収穫・調製段階での実態を踏まえ、ある程度の夾雑物等の混入がさけられない実態にあることから、現行の2・3等の規格をそのまま適用する。	
その他	普通そばの混入	変更なし (普通そばが、1等のものにはあつては1%、2等のものにはあつては2%を超えて混入してはならない。)		

項目	現 行 規 格	
等級区分	三等級 〔1等〕 〔2等〕 〔3等〕	
形質 (最低限度)	等級ごとの標準品	
—	—	
—	—	
水分 (最高限度)	15.0%	
被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物 (最高限度)	計 (%)	1等：5% 2等：15% 3等：25%
	被害粒	被害粒は、病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒等に区分
	異種穀粒	そばを除いた他の穀粒 〔1等：1%〕 〔2等：2%〕 〔3等：3%〕
	異物	穀粒を除いた他のもの 〔1等：0%〕 〔2等：0%〕 〔3等：1%〕
普通そばの混入	附則 普通そばが、1等のものにはあつては1%、2等のものにはあつては2%、3等のものにはあつては3%を超えて混入してはならない。	